

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	完納奨励金の交付の承認	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第60条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(完納奨励金の交付)</p> <p>第60条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則 (出荷奨励金等の承認申請)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第60条第1項の承認の申請は、完納奨励金の交付をしようとする日の3日前までに行わなければならない。</p> <p>完納奨励金の交付の承認に係る審査基準については、上記の他、別紙「完納奨励金交付承認要領」のとおり</p> <p>* 完納奨励金交付承認申請書は、別紙様式第51号とする。</p>	
	参 考 事 項	完納奨励金交付承認要領
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 5日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)